別表

移動入浴事業基準表

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　　分 | 内　　　　　　　　　　容 |
| 都道府県知事の事業者指定 | 介護保険法第７０条の規定により、同法第８条第３項に規定する訪問入浴介護に係る都道府県知事の指定を受けている事業所。 |
| 人員に関する基準 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年３月３１日厚生省令第３７号）第３章第２節の基準を満たすこと｡ |
| 設備に関する基準 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年３月３１日厚生省令第３７号）第３章第３節の基準を満たすこと｡ |
| 運営に関する基準 | 1. 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年３月３１日厚生省令第３７号）第３章第４節の基準を満たすこと｡ 2. 利用者負担上限額管理対象者が該当である利用者に移動入浴を提供する場合は、刈谷市地域生活支援事業負担上限額管理票に利用実績等を記載し、月あたりの利用者負担額が負担上限額に達した場合は、翌月の１０日までに市長に提出しなければならない。 |